

島嶼炭坑労働争議

田川郡用崎村所在島嶼炭坑は去る五月六日の採炭賃金値下に端を發して争議發生し當時は採働者側要求の一部貫徹を以て降着したること既報の如くである。然るに六月八日争議主催者を解雇したる爲再び動搖を見るに至り西部嶺山労働組合並に全協派分子の策動あり、且つ會社側の態度強硬なりし爲、争議十数日間に亘り一時激怒なる状態に在りしも遂に採働者側が多數の犠牲者を出し其の惨状に歸したのである即ち概況左の通。

- 一、名稱、 島嶼炭坑
- 二、所在地、 田川郡用崎村
- 三、争議發生の場所、 同上
- 四、事業主、 共同石炭株式会社（兼上郡宇島町）



- 五、資本金、 百五十萬圓
- 六、採働者、 五七七名（内女七六）
- 七、争議参加人員、 約三十名
- 八、争議發生の原因、

六月八日午前争議の主謀者と目される、田中勝、川上益三の二名を解雇したるに給み且つは前回の解決條件を不服とする者相謀り更に値上要求を計畫し、西部嶺山労働組合田川支部常任書記平野鹿蔵の應援を受け對策協議の結果、六月九日午前十一時頃失働代表として前同争議の中心人物たる、藤澤節、松田貞義、岡中小平村上春一の四名が炭坑事務所にて事務主任森下潤次郎と會見して左記十二ヶ條の要求書を提出したのである。

(1)採炭賃金は右に一圓は付一圓二角とする事とす。